

資料 1

※本資料は、全国厚生労働関係部局長会議(厚生分科会)《内閣府主催平成26年1月22日》
資料「子ども・子育て支援新制度に関する検討状況について」から抜粋したものです。

子ども・子育て支援新制度の検討状況について

- 確認制度について
- 保育の必要性の認定について
- 幼保連携型認定こども園の認可基準について
- 放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書の概要について

確認制度について

1. 概要

- 子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が、認可施設・事業者から、施設型給付・委託費、地域型保育給付の対象となる施設・事業者を確認する。
- 確認を受けた施設・事業者は、運営基準を遵守しなければならず、また、それらの施設・事業者に関する基本的な情報を都道府県が利用者に公表する。

2. 運営基準について

- 給付の対象となる教育・保育の適切な提供等に当たって施設・事業者に対して求める基準を設定。

分類	主な事項
利用開始に伴う基準	<ul style="list-style-type: none">・提供する教育・保育の内容・手続きの説明、同意、契約・定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考など
教育・保育の提供に伴う基準	<ul style="list-style-type: none">・幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供・子どもの適切な処遇(虐待の禁止等を含む)など
管理・運営等に関する基準	<ul style="list-style-type: none">・施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規程の策定、掲示・秘密保持、個人情報保護・事故防止及び事故発生時の対応・評価(自己評価、学校関係者評価、第三者評価)・会計処理(区分経理等)など
撤退時の基準	<ul style="list-style-type: none">・確認の辞退・定員減少における対応(利用者の継続利用のための便宜提供等)

1

3. 情報公表について

- 施設・事業者の透明性及び教育・保育の質向上を促すための教育・保育に関する情報の報告及び公表の対象となる事項について設定(都道府県が公表)。

分類	主な事項
法人	<ul style="list-style-type: none">・名称、所在地、代表者の氏名等
施設	<ul style="list-style-type: none">・施設の種類(幼稚園、保育所、認定こども園)、地域型保育事業の種類(小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)・名称、所在地等・施設設備の状況(居室面積、定員、園舎面積、園庭等の状況)・職員の状況(職種ごとの職員数、免許の有無、常勤・非常勤、勤続年数・経験年数等)・職員1人当たりの子ども数・利用定員、学級数、在籍子ども数・開所時間等など
運営情報	<ul style="list-style-type: none">・施設、事業の運営方針・教育・保育の内容・特徴・選考基準・給食の実施状況・相談、苦情等の対応のための取組状況・自己評価等の結果・事故発生時の対応など

2

保育の必要性の認定について

1. 概要

- 子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組み。
- 保育の必要性の認定に当たっては、①「事由」(保護者の就労、疾病など)、②「区分」(保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量)について、国が基準を設定。

2. 「事由」について

- 給付の対象となる教育・保育の適切な提供等に当たって施設・事業者に対して求める基準を設定。

現行の「保育に欠ける」事由	新制度における「保育の必要性」の事由
<p>○以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること</p> <p>①昼間労働することを常態としていること(就労)</p> <p>②妊娠中であるか又は出産後間がないこと(妊娠、出産)</p> <p>③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること(保護者の疾病、障害)</p> <p>④同居の親族を常時介護していること。(同居親族の介護)</p> <p>⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たつていること(災害復旧)</p> <p>⑥前各号に類する状態にあること。(その他)</p>	<p>○以下のいずれかの事由に該当すること ※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能</p> <p>①就労 ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く)</p> <p>②妊娠、出産</p> <p>③保護者の疾病、障害</p> <p>④同居又は長期入院等している親族の介護・看護 ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護</p> <p>⑤災害復旧</p> <p>⑥求職活動・起業準備を含む</p> <p>⑦就学・職業訓練校等における職業訓練を含む</p> <p>⑧虐待やDVのおそれがあること</p> <p>⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</p> <p>⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</p>

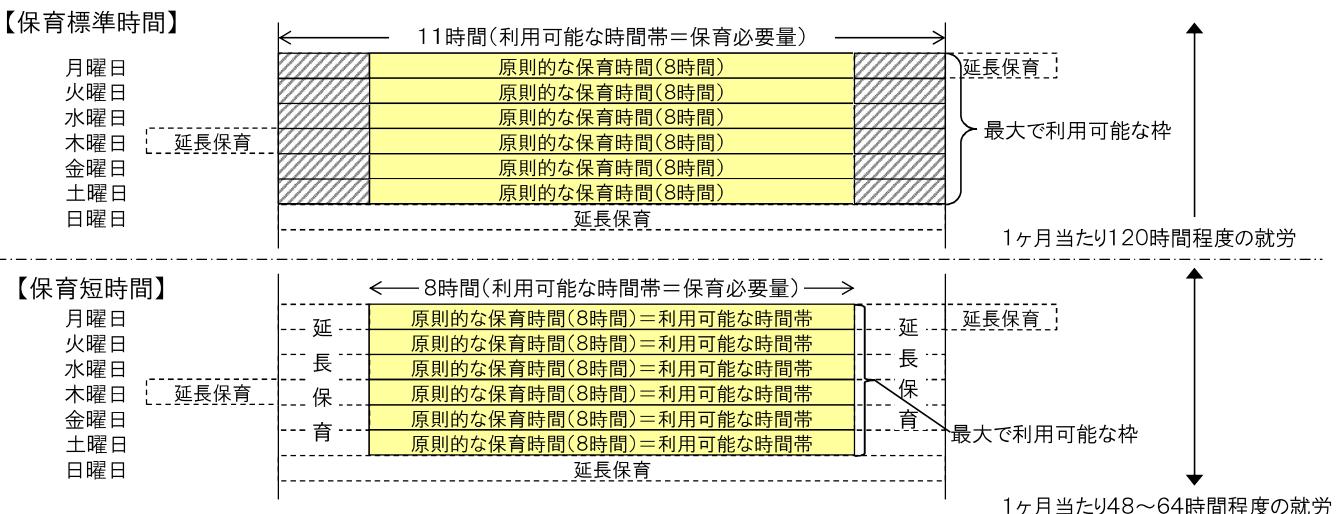
3

3. 「区分」について

- 保育の提供に当たって、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などから主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の大括りな2区分を設定。
- この2つの区分の下、必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労実態等に応じてその範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として保育必要量を設定。

[保育必要量のイメージ](一般的な保育所のように、月曜日～土曜日開所の場合)

※開所時間は市町村、施設・事業ごとに定める



4

これまでの議論を踏まえたイメージ

※実際の運用に当たっては、更に細分化、詳細な設定を行うなど、現行の運用状況等を踏まえつつ、市町村ごとに運用

①事由

- 1 就労
- 2 妊娠・出産
- 3 保護者の疾病・障害
- 4 同居親族等の介護・看護
- 5 災害復旧
- 6 求職活動
- 7 就学
- 8 虐待やDVのおそれがあること
- 9 育児休業取得時に、既に保育を利用していること
- 10 その他市町村が定める事由

②区分(保育必要量)

- 1 保育標準時間
- 2 保育短時間

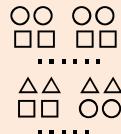
③優先利用

- 1 ひとり親家庭
- 2 生活保護世帯
- 3 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- 4 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- 5 子どもが障害を有する場合
- 6 育児休業明け
- 7 兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合
- 8 小規模保育事業などの卒園児童
- 9 その他市町村が定める事由



保育の必要性認定・指標(優先順位)づけ

<保育標準時間>
Aグループ(10点)



計 X人

Bグループ(9点)

計 Y人

※ 保育短時間も同様



5



6